

ゆうせい共済

1 各種申請・請求書等のあて先

〒330-9792

※「被扶養者担当」あては、「〒330-9793」をお願いします。

埼玉県さいたま市中央区新都心3-1

日本郵政共済組合 共済センター

〇〇担当 あて

※各手続を迅速に行うため、必ずそれぞれの
記事の右下にある担当名を記載してください。

※郵送料は差出人負担です。

2 電話によるお問い合わせ

コールセンター TEL **0120-97-8484**

受付時間:午前9時～午後6時

〔土、日、祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く〕

※通話料無料。

携帯電話・PHSからでもご利用いただけます。

※電話番号はお間違えのないようにお願いします。

3 ホームページ

郵政共済

検索

各種サービス内容の詳細や手続方法等がご覧いただけます。また、各種手続様式もダウンロードできますのでご利用ください。

Contents

- 短期掛金率・介護掛金率が変わります
- 組合員証等は必ず返納してください

2
ページ

- 年金の受給権発生後に
共済組合に再加入した方は届出を!!

3
ページ

- 平成30年度の特定健診受診券を
交付します

4
ページ

短期掛金率・介護掛金率が変わります

平成30年4月から短期掛金率及び介護掛金率を次のとおり改定します。

	改定後 平成30年4月から	現在 平成30年3月まで	引き上げ(下げ) 幅
短期掛金率	4.610%	4.790%	0.180%の引き下げ
介護掛金率	0.779%	0.592%	0.187%の引き上げ

※ 介護掛金は40歳以上65歳未満の組合員が納付対象となります。

〈 標準報酬・任継担当 〉

組合員証等は必ず返納してください

退職や短時間勤務へ転換となった場合は、組合員や被扶養者の資格を失いますので、**組合員証等(※)は共済組合へ必ず返納してください。**

また、返納方法は下記にしたがって郵送してください。

なお、資格を失った後の組合員証等は無効となり、病院等で使用した場合、不正使用として、共済組合が負担した医療費(総医療費の7割～9割)を返還してもらうほか、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。

※ **組合員証等**

- 組合員証(保険証)
- 限度額適用・標準負担額減額認定証
- 被扶養者証(保険証)
- 特定疾病療養受療証
- 限度額適用認定証
- 一部負担金等免除証明書

返納する際は、右下の角を切り取ってください。
切り取った破片は処分してください。

返納方法

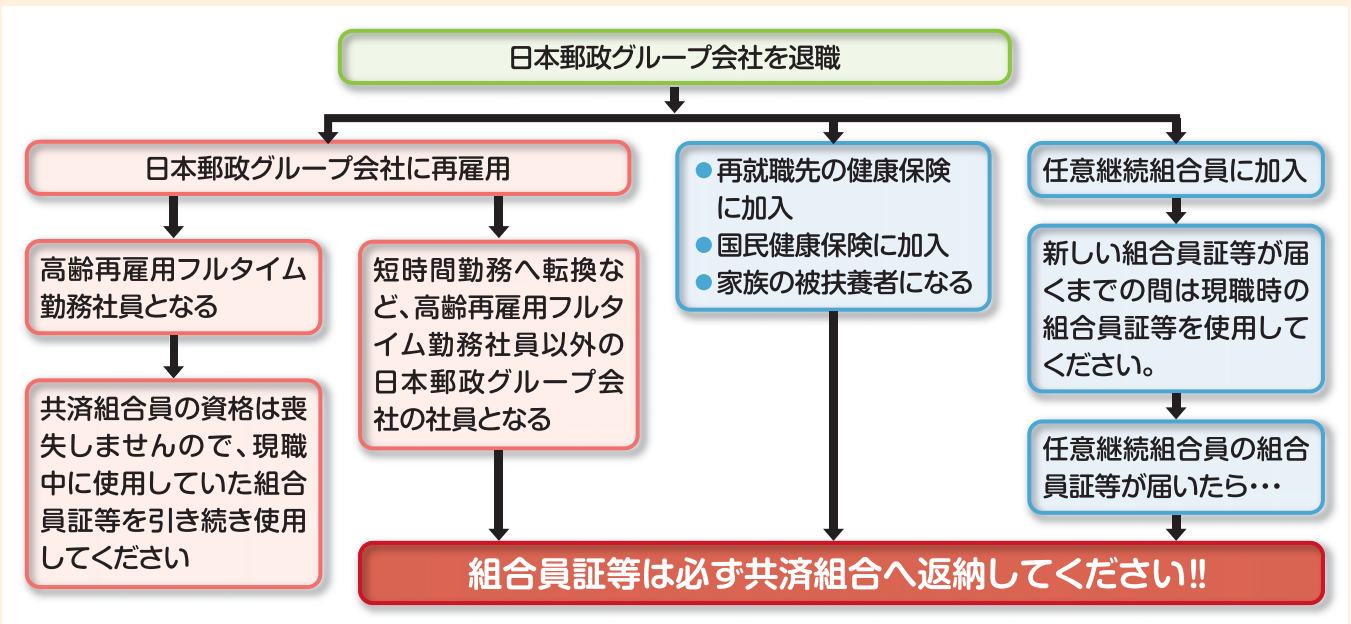
- 1 組合員証(保険証)、または被扶養者証(保険証)の右下の角を切り取ってください。紙の証は切り取り不要です。
- 2 「組合員証等返納票」兼「亡失届」に記入します。組合員証等を亡失した場合は「亡失届」欄にその旨を必ず記入願います。様式はホームページからダウンロードいただくか、コールセンターに様式送付の依頼をしてください。
- 3 ①と②を併せて組合員が会社を介すことなく、直接、共済組合へ郵送してください。

郵送先

〒330-9793 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合共済センター
被扶養者担当

<「組合員証等返納票」兼「亡失届」の掲載先>

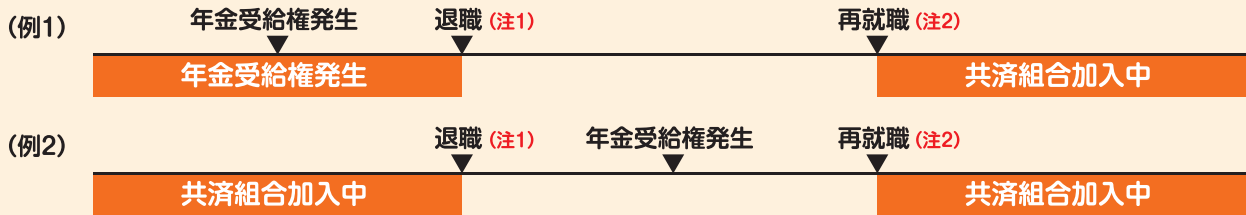
ホームページ ▶ 届出・申請様式 ▶ 共済組合員証、被扶養者の認定・認定取消し ▶ 組合員証-08 組合員証等返納票兼亡失届



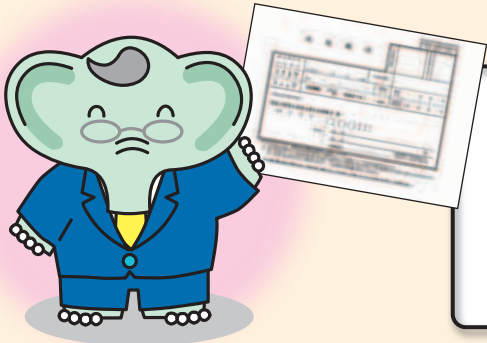
〈 被扶養者担当 〉

年金の受給権発生後に共済組合に再加入した方は届出を!!

年金の受給権発生後に1日以上の間隔を空けて、再度、共済組合員となった方は「再就職届」をご提出ください。



(注1)「退職」…共済組合を脱退すること (注2)「再就職」…共済組合に再加入すること



「再就職届」の提出対象者は…

【公務員厚生年金被保険者】
日本郵政グループの高齢再雇用フルタイム勤務社員、
国家公務員、地方公務員等

提出書類	提出先
再就職届 共済組合HPからダウンロード、もしくはコールセンターへご連絡いただければ様式を送付します。 <「再就職届」の掲載先> ホームページ ▶ 届出・申請様式 ▶ 入社するとき ▶ 再就職届	日本郵政共済組合共済センター年金担当 他の共済組合に加入する場合は再就職先の共済組合へご提出ください。

「再就職届」を提出されることにより、国家公務員共済組合連合会(以下「KKR」といいます。)で年金支給額を再計算しますが、この手続に2か月以上要するため、共済組合に再加入後すぐの定期支給期では年金額の調整が間に合わないまま支給される場合があります(過払いになった年金については、後日、KKRから返還について通知されます。)

「再就職届」の提出が遅れますと、過払い額が膨らむほか、共済組合に再加入されて以降の新たな年金加入期間が登録されないなど、適切な記録管理ができず、不利益となる恐れがありますので、速やかにご提出くださいますようお願いいたします。

再び、共済組合を脱退される場合は…

「退職届(高齢厚生・退職共済年金受給権者用)」等を提出していただく必要があります。ひとりひとりの状況に応じた様式を送付いたしますので、コールセンターへご連絡ください。



注意

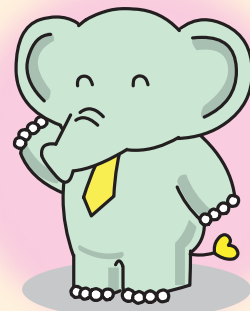
退職した方(退職した日の翌日から高齢再雇用フルタイム勤務社員・国家公務員・地方公務員として勤務する方を除く)は**全員**、退職時に「退職届」等の提出が必要です。
退職したときの手続については、ゆうせい共済(No.462)に「退職したときは、年金に関する手続を忘れずに!!」の記事を掲載していますので、ご参照ください。

〈 年金担当 〉

平成30年度の特定健診受診券を交付します

一年に一度は「特定健診」(※)を受けましょう!

※ 「特定健診」とは、正式には特定健康診査といい、糖尿病や心臓病等の生活習慣病を予防し、健やかな生活を送るために、内臓脂肪症候群に着目した健診プログラムです。



特定健診とは?

受診券と組合員証(保険証)、または被扶養者証(保険証)があれば無料で受けられる、生活習慣病を予防するための健診です! ご自身の健康管理のために是非積極的にご利用ください。

対象者は?

平成30年度に満40~74歳に達する方
かつ
平成30年4月1日現在、資格を有する被扶養者及び任意継続組合員の方



更に!

人間ドックを受検する際に受診券を提出すると、人間ドックの料金から特定健診の費用を差し引いた金額で受検できる場合があります。
詳しくは実施機関にお問い合わせください。

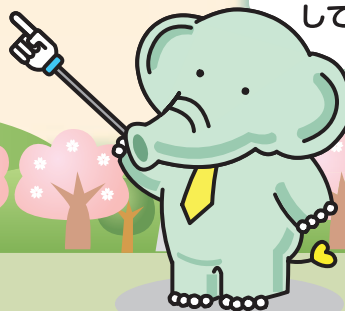
① 通常(6月上旬~7月上旬頃)より早く受診券の送付を希望される方	「 <u>特定健康診査受診券交付兼再交付申請書</u> 」を共済センターに提出していただくか、コールセンターへご連絡ください。
② 受診券の送付先を変更したい方 ※ 通常は組合員の住所にお送りしています。	「 <u>特定健康診査受診券送付先変更届</u> 」を共済センターに提出していただくか、コールセンターへご連絡ください。



注意

受診券を提示しない場合、受診費用は全額自己負担となります。

忘れず提示
してください。



〈助成担当〉